

あらかわ SNS ルール

荒川区教育委員会では、子どもたちが、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、健康への被害を防ぐため、次のとおり学校や家庭と連携し「あらかわSNSルール」を策定しております。

《教職員用》

『改めて見直そう！SNS やインターネットの使い方！』

荒川区教育委員会教育長 高 梨 博 和

荒川区教育委員会では、全ての子どもたちに、これからのグローバル社会をたくましく生き抜く力を育成するため、区内全小中学校において1人1台タブレットPCを導入し、授業及び家庭学習での活用を推進しています。

各学校では、令和4年2月に改訂した『荒川区タブレットPC活用指針ー学びの可能性を広げる活用法ー』を踏まえて、子どもたちのタブレットPC活用能力の育成を図るとともに、SNS やインターネット等を活用する際の情報モラルについても確実に育成していくため、意図的・計画的・系統的な指導を実践しているところです。

文部科学省においても、「情報モラルに関する指導の充実に資する＜児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き＞・＜保護者向けの動画教材・スライド資料＞を公開し、安全なインターネットの使い方について啓発を行っております。

一方、全国では、インターネットのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によって子どもが犯罪に巻き込まれるだけでなく、子ども同士のトラブルが、いじめにつながる事例等が増加しております。

SNSでは相手の表情が読み取れないため、安易に書き込んだ内容が、友情を壊したりいじめにつながったりすること、深夜までSNSで遊ぶことによって健康被害につながることで、SNSにプライバシー情報を書き込むと不特定に拡散し、一度広がってしまうと自分たちの力では対処できない事態になること等、利用する上で様々な問題があります。

そこで荒川区教育委員会では、スマートフォンやタブレットPC等のICT機器の使用によって子どもたち自身が傷付かない、他の人を傷付けないようにすること、また、子どもたちが健康を損ねないようにすることを目指し、「あらかわSNSルール」を改定しました。

子どもたちは大人の想定よりも遥かに速いスピードでICT機器を使いこなしていきます。一方で、まだ子どもであるため、誤った使い方によりトラブルにも巻き込まれやすいと言えます。学校と家庭とが連携し、子どもたちの情報モラルの育成に取り組んでいきましょう。



子どもたちの年齢が上がるにつれて、SNSによるトラブルが増加している状況です。子どもたちが安心して学校生活や家庭生活を送るために、荒川区教育委員会として、以下のように「あらかわSNSルール」を改定しました。各学校において指導する際に活用してください。

あらかわSNSルール（令和5年3月改定）

- 1 一日の利用時間と終了時間、使わない時間帯・場所などを決め、長時間使用しない。
- 2 フィルタリング及びパスワードを設定していないICT機器を使用しない。
- 3 SNS上で友達の悪口を書いたり、仲間外れにしたりしない。
- 4 知らない人に個人情報を教えたり、会ったりしてはいけない。自撮り画像も送らない。
- 5 写真・動画を許可なく撮影・掲載・拡散させない。怪しいサイトやメールを開かない。
- 6 アプリやゲームへの課金をしない。

背景の
理解

求められる
資質・能力

利用者として
必要な態度

● インターネットやSNS、ゲーム依存が及ぼす危険性や影響に関する知識の欠如

● セキュリティの重要性を理解し、様々な情報を取捨選択する能力

● 受け手への十分な配慮に基づいて情報を発信する能力や態度

● 著作権や個人情報の保護等の情報モラルに関する基本的な知識の欠如

● 被害やトラブルを避けるための、根拠を明確にして情報を発信する能力

● ルールやマナーの意義を理解し、守ろうとする態度

SNS 利用に向けた学校の指導

指導のポイント

● 各ルール策定の背景の理解

「令和4年度 全国学力・学習状況調査」の調査結果から、スマートフォン等を長時間使用している児童生徒の正答率が低く、学力に影響が生じると指摘されています。また、「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」の結果から、インターネット利用時のトラブルにおいて、SNS 上での悪口や仲間外れによるトラブルの割合が最も高いと指摘されています。このような背景があることを理解した上で、情報の特性に関する知識や、個人情報の保護についての知識等、情報モラルに関する基本的な知識を身に付ける必要性を理解させることが大切です。

● 求められる資質・能力

インターネットやSNSは誰もが簡単に情報を共有し、収集することができる便利のある一方で、誤情報や偏った意見など、不要な情報を目にすることも多くあります。フィルタリングやパスワードを適切に使用し、発信元が不明な怪しいサイトやメールは開かない、情報を信頼しないなど、児童生徒が情報を正しく取捨選択する力を身に付けさせることが大切です。

● 利用者として必要な態度

道徳科や特別活動等において実際にあったトラブルの事例や、新聞記事の内容を取り上げる等により「いつ、誰が被害にあってもおかしくない」ということを児童生徒に意識させることが大切です。また、学校や家庭におけるルールを随時確認し、児童生徒の意見を取り入れながら、その時々課題に応じて定期的にルールの見直しを行うことが大切です。